

区民のみなさんへ

～建築紛争の予防に向けて

(※1)建築計画のお知らせ看板が設置されました。

○建築計画のお知らせ看板には、

- ・建築物の概要：用途（共同住宅、店舗、事務所など）、構造、高さ、規模などが記載されています。
- ・工事の施工概要：工期、工法、連絡先などが記載されています。連絡先は看板下部に記載されていますので確認しましょう。

(※2)隣接関係住民説明会等による建築計画の説明が行われます。

○隣接関係住民説明会等では、

- ・計画概要、配置図、立面図、施工方法などについて確認しましょう。説明を受ける際は、分かるまで説明を求めましょう。計画建物による影響を把握するために、必要であれば具体的な資料などの提示を求めましょう。
- ・分からないことがあれば何度でも聞きましょう。

要望事項を整理しましょう

○問題点を整理しましょう。

- ・プライバシー、日影、駐車場などについて
- ・工事による影響について（作業時間や作業方法、周辺地域の交通安全対策など）
- ・周辺住宅に工事に伴う何らかの障害が生じた場合の対応策などを予め取り決め、書面により締結する方法もあります。

○住民側が複数の場合は、住民の皆さんで話し合いをすることも必要です。

(※3)建築主と十分に話し合いましょう

○話し合いにあたって

- ・改善を希望する内容を理由もつけて書面にまとめるようにしましょう。
- ・要望に対する回答期限を決めておきましょう。
- ・場合によっては建築主との話し合いの窓口を決めることも大切です。
- ・まとまらない場合は区での話し合いもあります。

説明会の参加者は、マナーとルールを守り、有意義な話し合いの場となるようにつとめましょう。

隣接関係住民	建築主
<p>(※1)お知らせ看板には、建築計画の概要や連絡先が記載されています。建築計画を確認しましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築計画のお知らせ看板の設置 ・隣接関係住民説明会等による建築計画の説明 ・欠席の場合は、日を分けて2度、戸別訪問し、会えない場合は資料投函
<p>(※2)問題点、要望などを整理して建築主と話し合いをしましょう。</p>	<p>十分な説明と丁寧な話し合いをしてください。</p>
<p>(※3)自主的な解決がなされず難航した場合は区に連絡してください。</p>	<p>話し合いによっても解決に至らない場合、民事上の紛争として裁判所の司法解決(民事調停など)に委ねることもあります。</p>

区では状況に応じて、区での話し合いや、関係部署へのご案内、区が設置している無料法律相談を紹介します。

・延べ床面積10.000㎡を超える建築物は東京都へお問い合わせください。

東京都都市整備局市街地建築部調整課紛争調整担当
03-5388-3377(直通)

お問い合わせ先
港区芝公園1-5-25区役所6階
街づくり支援部建築課建築紛争調整担当
電話 03-3578-2310～2312 (直通)